

初心者講習開催の告示について

秋田県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

令和2年1月28日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

1 実施年月日

令和2年3月8日（日）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

30人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 1通

(2) 写真 1枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のものとする。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、令和2年2月4日（火）から3月3日（火）までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,900円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3054）又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。